

学校法人埼玉医科大学役員等報酬規程

(平成10年 4月 1日制定)

改正 平成17年 3月26日 平成18年 7月19日

令和 2年 3月30日 令和 4年 3月26日

令和 6年 5月25日 令和 7年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人埼玉医科大学寄附行為(昭和47年2月16日設立認可)第59条第1項の規定に基づき、学校法人埼玉医科大学(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この役員等の報酬等には、学校法人埼玉医科大学給与規程(昭和53年4月1日制定)に基づくものを含まない。

(指名報酬委員会の協議)

第3条 この規程に定める役員等の報酬等については、学校法人埼玉医科大学寄附行為施行細則(平成15年5月24日制定)第9条の指名報酬委員会の協議を踏まえるものとする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、次の各号に掲げる報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬及び賞与
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
- 2 特に功績が顕著であった役員に対しては、当該役員の在任期間中の職責の功労に報いるため、理事会の決議により、退任慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬総額(年額とし賞与を含む。以下同じ。)の上限の額は、50,000,000円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、日額30,000円(源泉所得税額控除後)とする。
- 3 評議員会議長に対する報酬の額は、日額60,000円(源泉所得税額控除後)とする。
- 4 評議員(評議員会議長を除く。)に対する報酬の額は、日額30,000円(源泉所得税額控除後)とする。
- 5 常勤の役員に退任慰労金を支給する場合の額は、別表第1に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- 6 非常勤の役員に退任慰労金を支給する場合の上限額は、別表第2に定める額とし、各役員の退任慰労金の額はその範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 原則として毎月25日(ただし、支給日が土曜日のときはその前日とし、日曜・祝日のときはその翌日とする。)
 - (2) 賞与 毎年7月及び12月
 - (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後6か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席その他の法人運営に必要な業務に従事した都度これを支給する。
- 3 評議員会議長及び評議員に対する報酬は、評議員会への出席その他の評議員としての業務に従事した都度これを支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人へ支給する。ただし、本人の同意を得た場合に限り本人の指定する本

人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額のほか、本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等が職務を行うに当たり旅費その他の経費を必要とする場合は、その費用を支給する。

(報酬の日割計算)

- 第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。なお、この場合における円未満については、切捨てによるものとする。

(公表)

- 第9条 法人は、この規程をもって私立学校法(昭和24年法律第270号)第151条第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 法人は、報酬等の支給の基準に変更がない場合であっても、毎会計年度ごと理事会において、その基準の内容を確認した旨及びその期日が分かるように作成した書類を公表するものとする。

(補足)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等に関し必要な事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月26日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月19日)

この規程は、平成18年7月20日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月26日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月25日)

この規程は、令和6年5月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月29日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。なお、この改正により、学校法人埼玉医科大学役員報酬規程は、学校法人埼玉医科大学役員等報酬規程に改める。

別表第 1 常勤の役員の退任慰労金の算式（第 4 条関係）

最終報酬月額×在任年数に基づく係数×功績倍率(※1)

在 任 年 数	在任年数に基づく係数
2年以下	1.0
2年超4年以下	2.0
4年超6年以下	3.0
6年超8年以下	4.0
8年超10年以下	5.0
10年超（※2）	別に定める

※1 理事会が特に必要と認めた場合に限り、最終報酬月額に在任年数に基づく係数を乗じた額に、2倍以内の功績倍率を乗じることができる。

※2 在任年数が10年を超える場合は、私立学校法第100条第1項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準として、常勤の役員の退任慰労金を算出するに当たっての係数の上限値を別途定め、各役員の退任慰労金の額はその算出された範囲内で、理事会において決定する。

別表第2 非常勤の役員の退任慰労金の上限額（第4条関係）

区 分	上限額
理 事	1,000,000円
監 事	1,000,000円